

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成27年8月24日（平成27年（行個）諮問第140号）

答申日：平成28年7月15日（平成28年度（行個）答申第65号）

事件名：本人が共同提出した意見書に係る特定工事の事業認定に係る特定日の社会資本整備審議会公共用地分科会の議事録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年5月25日付け国総情政第39号により国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 土地収用法（以下「収用法」という。）に基づく事業認定に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、事務支障情報を理由としているが、異議申立人は、事業認定をすることについて異議がある旨の意見書を提出した者である。

開示請求文書は、この異議を踏まえた事業認定庁の説明と各委員の質疑を記録したものであり、事業認定を申請した起業者の国土交通省と事業認定庁の国土交通省は同一の組織であるので、事業認定は、より厳格にかつ公明公正にされなければならない。

このことから、意見書の趣旨と事業認定庁の説明に齟齬が生じていないか、各委員の質疑に正確に説明できているかが、不開示により異議申立人には確認するすべがない。

このような不開示は不合理であり、当事者の知る権利の侵害である。
イ 社会資本整備審議会は、収用法に基づく機関であり、その委員は公的立場にあり、委員会におけるその意見も当然に公的なものであり、その職務の一環にほかならない。

不開示の理由において、個別の委員に対する非難等のおそれがあり、

委員の自由かつ率直な意見の表明若しくは交換又は判断等に影響を及ぼしかねないとの懸念をあげているが、これらは単なる憶測にすぎない。

事務支障について、その程度が名目的であり抽象的な可能性にすぎず、法的保護に値する程の蓋然性が到底認められない。

以上のことから、本人の知る権利と公的な職務に基づくものの記録であることの2点をもって、部分開示とした原処分を取り消し、全部開示を求めるものである。

(2) 意見書

(略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てについて

(1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、「一般国道1号改築工事（栗東水口道路・滋賀県湖南市石部北五丁目地内から栗東市六地藏字釣り山地内まで）並びにこれに伴う特別高圧送電線鉄塔移設工事及び附帯工事に関する事業認定について、平成24年3月26日に開催された社会資本整備審議会公共用地分科会の議事録に記載された発言内容の全部（P12からP14）」の開示を求めて行われたものである。

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、平成24年3月26日に開催された社会資本整備審議会公共用地分科会（以下「本件分科会」という。）の議事録（P12からP14）（以下「本件議事録」という。）に記録された保有個人情報を対象として特定した上で、法14条7号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

(3) これに対して、本件異議申立ては、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の全部開示を求めて行われたものである。

2 本件分科会について

収用法25条の2第1項は、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行おうとするに当たって、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない旨を定めている。

社会資本整備審議会は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）8条に規定する合議制の機関として、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）6条1項の規定に基づき国土交通省に置かれ、さらに、社会資本整備審議会令（平成12年政令第299号）6条1項の規定により、収用法等の規定により社会資本整備審議会の権限に属させられた事項を処理するため、社会資本整備審議会に公共用地分科会が置かれており、収用法に基づく事業の認定の過程で、個人の財産権等に対する制約その他重大

な影響が生ずる可能性がある特定の事業について審議している。

3 収用法に基づく事業の認定に係る事務について

収用法に基づく事業の認定は、申請に係る事業について、起業者（本件においては、国土交通大臣（代理人 近畿地方整備局長））の能力、起業地及び事業計画等を検討し、当該事業が高い公益性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収用する必要があることを事業認定庁（本件においては、国土交通大臣）が認定する（事業の認定の要件につき、収用法20条各号参照）ものであり、事業の認定がなされると、当該事業について、起業者に土地等の収用権が付与されることとなる。

事業認定庁が事業の認定に関する処分を行おうとするときは、起業地が所在する市町村の長及び都道府県知事に対して事業認定申請書等の写しを送付し、市町村長がこれらの書類を受け取ったときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から2週間その書類を公衆の縦覧に供することとされている（収用法24条）。縦覧期間内に、当該事業の認定について利害関係を有する者は、公聴会を開催すべき旨の請求をすること及び意見書を提出することができ、事業認定庁は、公聴会を開催すべき旨の請求があったとき等には、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない（同法23条）とともに、意見書が提出された場合は、その内容が、事業認定庁が行おうとしている事業の認定に関する処分と相反するものであるときは、あらかじめ社会資本整備審議会等の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない（同法25条の2、上記3）などとされている。

これらの手続を経た上で、収用法20条各号の要件を全て充足すると認めるときは、事業認定庁は、事業の認定を行うことができる。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

(1) 本件分科会の議事録について

ア 収用法等による収用手続については、過去、新東京国際空港（成田空港）建設事業に関連して、千葉県収用委員会会長の襲撃や公共用地審議会（公共用地分科会の前身）会長代理宅の爆破といった事件が発生し、また、近年も国土交通省職員、新東京国際空港公団（当時）職員、千葉県職員等に対して、いわゆる過激派による時限発火装置等による放火、襲撃等のテロ事件が発生しているため、公共用地分科会の委員について警察当局及び警備会社による警備を実施するなど、公共用地分科会の運営については慎重を期しているところであるが、公共用地分科会は、「土地収用法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成13年6月28日参議院国土交通委員会）において「議事要旨の公開に努めること」とされていることに鑑み、社会資本整備審

議会運営規則（平成13年2月27日社会資本整備審議会決定）8条3項において準用する同規則7条1項ただし書の規定に基づき、「分科会の会議及び議事録については、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とし、会議終了後発言者が特定されない議事要旨を公開する」こととし、本件分科会の議事録は非公開の上、会議終了後に事業認定庁（国土交通省）のホームページで議事要旨を公開している。

イ 異議申立人は、本件議事録の不開示部分の開示を求めていることから、以下、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

（2）法14条7号柱書きの該当性について

ア そこで、本件議事録の開示について、情報公開審査会答申（平成16年度（行情）答申第179号及び同第180号）及び情報公開・個人情報保護審査会答申（平成18年度（行情）答申第203号、平成19年度（行情）答申第61号及び平成21年度（行情）答申第197号並びに平成27年度（行情）答申第546号及び同第547号）などの過去に判断された例も踏まえつつ、上記2及び3に示した公共用地分科会及び収用法に基づく事業の認定の事務の性格、さらに、土地収用法の一部を改正する法律（平成13年法律第103号）により社会資本整備審議会への意見聴取が義務付けられたことなども勘案し、個々具体的に検討すると、以下のとおりであると考えられる。

イ 本件議事録に係る公共用地分科会（第22回）（本件分科会）においては、事業認定庁である国土交通大臣から付議された「一般国道1号改築工事（栗東水口道路・滋賀県湖南市石部北五丁目地内から栗東市六地藏字釣り山地内まで）並びにこれに伴う特別高圧送電線鉄塔移設工事及び附帯工事」（以下「本件事業」という。）について審議を行っており、審議の結果、「収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通大臣の判断を相当と認める。」との意見が社会資本整備審議会の議決とされている。

ウ 本件事業に対しては、利害関係を有する者から事業の認定に反対である旨の意見書が提出されるなど、本件事業に関する様々な利害関係を有する者から強い関心が寄せられているが、このような中、本件分科会は、国土交通大臣が行おうとする具体的な事業の認定に関する処分の妥当性について審議を行っているものであり、政策的事項に対して調査審議を行う他の審議会とは性格を異にし、このような個々の事業についての審議を行う公共用地分科会における委員等による意見の表明及び交換並びに判断等（以下「意見の表明等」という。）は、種々の利害の錯そうする本件のような状況において、機微にわたるものである。

エ このため、本件分科会の冒頭に、公共用地分科会会長から「率直な意見交換及び意思決定の中立性の確保のため、会議は非公開とし、事業認定告示後に発言者が特定されない議事要旨を公開する」ことについて各委員の意向を確認した上で、審議が進められているものである。以上を踏まえて、原処分で不開示とした部分を確認すると、当該部分は、本件分科会委員等による意見の表明等に係る具体的な発言内容が記載されている。したがって、仮に本件議事録で不開示情報が記載されている部分を開示することとした場合、委員等の氏名が既に開示されていることから、非公開で審議されている本件分科会において発言した委員が特定され、その発言内容の細部にわたって逐一明らかにされることとなり、その結果、本件事業に関心を有する者が、議論の過程における個々の意見等を捉え、表面的な誤りや矛盾を指摘し、さらには公平性や客観性についていわれなき非難等をするおそれがある。このような事態は、公共用地分科会における委員等の自由かつ率直な意見の表明等を委縮させ、公共用地分科会において十分な審議を行うことが困難となる。

オ 公共用地分科会における審議が、収用法の規定に基づいて国土交通大臣が行おうとする処分の判断の客観性及び適切さを担保するために必要不可欠な手続であることに鑑みると、本件議事録のうち、原処分で不開示とした部分は、非公開として取り扱われることを前提として、委員等による意見の表明等がされたものであり、これを開示することにより、委員等の自由かつ率直な意見の表明等に影響を与え、中立性、公正性等の確保が求められる事業の認定に係る事務の性質上、収用法に基づく事業の認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというべきである。

カ したがって、当該部分は、具体的に法14条7号の該当性について検討した結果、同号柱書きの「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ものに該当するため、不開示とすることが妥当であると考ええる。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも諮問庁の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上の理由により、本件議事録の一部について、法14条7号柱書きに該当することを理由として不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成27年8月24日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月10日 審議
- ④ 同月11日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成28年6月22日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年7月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる保有個人情報であり、処分庁は、その一部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して異議申立人は、原処分により不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求め、諮問庁は、原処分は妥当であるとするので、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、保有個人情報該当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 保有個人情報該当性について

- (1) 本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分は、会議資料の説明を踏まえて行われた個々の委員等による意見の表明等に係る部分であると認められるが、当該説明自体は議事録12頁ないし14頁（本件議事録）には記載されていないため、当該説明の内容等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

当該説明は、本件事業に関して事業認定庁が行った説明であり、「主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解とを併記した意見対照表」（以下「対照表」という。）等の資料を用いて行ったものである。

- (2) 異議申立人は、本件事業に異議がある旨の意見書を提出した立場から、本件分科会における当該意見書に関する議論の内容を知る権利がある旨主張し、本件不開示部分の開示を求めている。

本件分科会は、本件事業の認定と相反する意見書が提出されたことから、事業認定の妥当性等について審議することになったものであり、異議申立人が提出したとする意見書（以下「本件意見書」という。）の内容についても、上記(1)の対照表に記載され、本件分科会において説明されたものといえる。

- (3) 以上を踏まえ、以下、本件不開示部分の保有個人情報該当性について検討する。

ア まず、本件不開示部分のうち、本件議事録の12頁30行目から13頁3行目まで及び同頁17行目8文字目から18行目までを除いた部分（以下「本件不開示部分1」という。）は、単に、本件事業の事

業認定の妥当性をめぐる個々の委員等による意見の表明等の内容が記載された部分であると認められる。

本件不開示部分の意見の表明等は、飽くまで本件事業の事業認定の妥当性をめぐって行われたものであるから、本件意見書の内容を踏まえて行われたものであったとしても、当該意見の表明等の内容が法12条1号に規定する自己（異議申立人）を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

したがって、原処分において、本件不開示部分1は法14条7号柱書きに該当するとして不開示としたことは、結論において妥当である。

イ 他方、本件不開示部分のうち、本件議事録の12頁30行目から13頁3行目まで及び同頁17行目8文字目から18行目までの部分（以下「本件不開示部分2」という。）は、意見書の提出者に係る属性に具体的に言及する部分であると認められる。

この点に言及した趣旨について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、提出された意見書の内容から推認された限りの情報ではあるが、本件不開示部分2は、異議申立人の属性に係る内容として言及されたものであるとのことであった。

そうすると、本件不開示部分2は、本件事業の事業認定の妥当性をめぐる個々の委員等による意見の表明等に係る部分であると同時に、法12条1号に規定する自己（異議申立人）を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 本件不開示部分2の不開示情報該当性について

(1) 公共用地分科会に対する意見聴取や付議の制度は、収用法等の規定に基づく公共用地の取得に関する事業の認定に関して、事業認定庁の判断の客観性及び適正を担保するために設けられたものである。

公共用地分科会では、こうした事業の認定の前提となる事実関係や判断の妥当性等が検討される場所、そのための審議が制度目的に沿って適正に行われるためには、委員等が自由かつ率直に自己の意見等を表明し、交換し合うことが必要不可欠である。

本件分科会の事案は、国土交通大臣が本件事業の認定をしようとしたのに対し、個人の財産権等に対する制約その他重大な影響が生ずるとして異議がある旨の意見書が提出されたことから、事業認定の妥当性等について審議することになったものであり、このような審議を行う委員等による意見の表明等は、種々の利害の錯綜する本件のような状況において、機微にわたるものとならざるを得ない。

こうしたことから非公開で審議された公共用地分科会の委員等の発言内容が、一般公表用の議事要旨とは別に細部にわたって逐一明らかにさ

れることとなると、当該委員等の氏名が既に開示されていることから、本件事業に関心を有する者が、議論の過程における個別の意見等を捉え、表面的な言辞の不適切さや不正確さ等を指摘し、さらには公平さや客観性につき、個別の委員等に対して、いわれのない非難等をするおそれがあるといえる。

このような事態は、公共用地分科会における委員等の自由かつ率直な意見の表明等に影響を及ぼしかねず、公共用地分科会の審議が事業の認定の前提として必要不可欠な手続であることから、当該事業の認定に係る事務の中立性、公正性の確保に支障を及ぼすおそれがあるといわざるを得ない。

したがって、本件議事録に記録された保有個人情報のうち、委員等による意見の表明等に係る部分は、これを公にすると、国の機関が行う収用法等に基づく事業の認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというべきである。

(2) そうすると、本件不開示部分2は、上記2(3)イのとおり、本件事業の事業認定の妥当性をめぐる個々の委員等による意見の表明等に係る部分であると認められるから、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが相当であると認められる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、本件不開示部分1は法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、これを不開示としたことは結論において妥当であり、本件不開示部分2は同号柱書きに該当すると認められるので、これを不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙

「一般国道1号改築工事（栗東水口道路・滋賀県湖南市石部北五丁目地内から栗東市六地藏字釣り山地内まで）並びにこれに伴う特別高圧送電線鉄塔移設工事及び附帯工事に関する事業認定について、平成24年3月26日に開催された社会資本整備審議会公共用地分科会の議事録に記載された発言内容の全部（P12からP14）」に記録された保有個人情報